

# 学生賠償責任保険(一人暮らし特約なし)(19H)の保障内容 &「おすすめ」ポイント

## 支払限度額・保険金額と保険料

<p><b>個人賠償責任保障*</b><sup>2</sup></p> <p>★日常生活個人賠償責任補償特約 ☆日常生活個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約(大学生等用)セット ☆本人のみ補償特約(日常生活個人賠償責任補償特約用)セット</p>	<p><b>日常生活および実習中</b></p> <p>(正課の講義・アルバイト・インターンシップ等を含む)における賠償事故(国内・国外)</p> <p>日常生活での他人に対する賠償責任を保障(例)・他人の財物や商品を誤って破損させた</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育実習中に誤って生徒にケガをさせた</li> <li>・就業体験先から借りたパソコンを落として破損させた</li> <li>・自転車で通行人にケガをさせた など</li> </ul> <p>臨時費用をお支払いする場合があります。詳細は右下のパンフレットをご覧ください。</p>	<p><b>1事故最高 3億円まで</b></p> <p>(情報機器等の記録情報の事故は500万円を限度とします。)</p> <p><b>(示談交渉サービス付/国内)</b></p>
<p><b>人格権侵害賠償責任保障*</b><sup>3</sup></p>	<p><b>正課の講義</b></p> <p>(インターンシップ含む)等における賠償事故(人格権侵害)(国内・国外)</p> <p>正課の講義等における他人のプライバシー侵害や名誉毀(き)損に対する損害賠償責任を負担した場合は保障</p>	<p>年間最高 <b>500万円まで</b></p>
<p><b>感染事故損害防止費用保障</b></p>	<p>正課の講義等における<b>医療関連実習で発生した事故</b>に伴う感染予防措置・治療の費用を負担した場合は保障(国内・国外)</p>	<p>年間最高 <b>500万円まで</b></p>
<p><b>傷害見舞費用保障</b> ★傷害見舞費用補償特約 ☆被保険者の範囲に関する特約(傷害見舞費用補償特約用)セット</p> <p>事故により他人にケガを負わせた場合、損害賠償金を支払うことなく、保険会社の同意を得て慣習として支払った費用(弔慰金、入院見舞金等の費用および見舞品の購入費用)を負担した場合は保障</p>		<p>被害者1名につき最高 <b>50万円まで</b></p> <p>(上記は死亡見舞費用保険金の場合であり、費用の種類によって金額は異なります。ただし1事故につき最高100万円までとなります。)</p>
<p><b>後遺障害保障*</b><sup>4</sup> ☆死亡保険金対象外特約セット ☆天災危険補償特約セット</p> <p>ケガにより被保険者が所定の後遺障害を負った場合は保障</p>		<p>最高 <b>10万円まで</b></p>

\*1 2024年4月2日から4月30日に中途加入する場合、保険料は変わりません。

\*2 次のような場合は保険金をお支払いできません。 ●自動車、バイク(原付を含む)による責任が発生しない場合) ●大学の管理責任下での賠償責任(法律上個人に責任がない場合)

\*3 人格権侵害賠償責任保障には示談交渉サービスはありません。 \*4 後遺障害の程度により、支払う保険金の額が異なります。

第三者への賠償責任 ●スポーツにおける参加者間の賠償責任(法律上の賠償

責任)

Point  
1

インターンシップ中やアルバイト中、さらに海外での賠償事故も保障します

阪大生のうち、77.7%の学生がアルバイトを行っています。また、3年生の23.2%、4年生の33.8%が「インターンシップ」に参加しており、アルバイト先やインターンシップ先の器具や備品を壊してしまった時のために加入しておくことをお勧めします。

Point  
2

実験・実習中に発生した加害事故による賠償金や、医療実習中に発生した事故による院内感染の予防措置・治療の費用を保障します

医・歯・薬生の医療実習における、もしもの事故に対応しています。実習中の針刺し事故の検査費用も保障します。学部によっては加入を義務付けている学部もありますので、入学時に加入しておきましょう。

Point  
3

自転車乗車中に他人をケガさせたり他人の財物を壊した場合など、1事故最高3億円まで保障します

自転車が加害者となる交通事故によって、死者や重篤な後遺障害が生じ、高額な賠償請求事例も発生しています。大阪府自転車条例により自転車利用者は自転車保険の加入が義務化されています。自転車に乗る方は加入しておきましょう。

示談交渉サービス付(国内での賠償事故)

学生賠償責任保険の被保険者(加入学生)が加害者となったとき、相手方および被保険者の同意が得られた場合、被保険者に代わって保険会社が被害者と折衝し解決するサービスです。自転車事故では73.9%(2021年度)の方が利用しています。



詳しくは、こちらのパンフレット  
P5を確認しましょう

